

諏訪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長

金子ゆかり

諏訪市条例第 4 号

諏訪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

諏訪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成 27 年諏訪市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

諏訪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第 1 条中「個人番号の利用」の次に「及び番号法第 19 条第 11 号の規定に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第 3 条中「利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、番号法別表の下欄に掲げる事務又は番号法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 5 条 番号法第 19 条第 11 号の条例で定めるところにより特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対して、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

別表第 1 に次のように加える。

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第 2 の 1 の項中

	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの	を
--	---	---

	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの	に
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	

改め、同表 2 の項中

	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3 年法律第 38 号)による公的給付支給等口座登録簿に関する情報であって規則で定めるもの	を
--	--	---

	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3 年法律第 38 号)による公的給付支給等口座登録簿に関する情報であって規則で定めるもの	に
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	

改め、同表に次のように加える。

11 教育委員会	区域外就学に関する事務 であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則 で定めるもの
----------	-----------------------------	--------------------------

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの	市長	住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。